

令和7年度 瑞浪市中山道整備基本計画策定懇談会（第5回） 会議要旨

- 日 時：令和8年2月20日（金） 13時30分から15時20分まで
- 場 所：瑞浪市役所（全員協議会室）
- 出席者：秋山晶則、澤井計宏、中井正幸、豊田富士人、臼田寿生、渡邊俊美、加藤博一、
棚橋哲夫、小野友記子（Web出席）、小林新平
水野義康、砂田普司、河野和弘（事務局）
株式会社イビソク（計画策定支援業務の受託業者：1名）

■内容

1. あいさつ

スポーツ文化課長あいさつ（内容は省略）

2. 意見・助言を求める事項

1) 中山道整備基本計画 素案の内容について

事務局から、当該計画（案）は2月17日に開催された庁議にて報告を行い、内容については修正等の指示が出されなかった旨を説明。また、資料1の第1～4章【4～51頁】について、朱書き箇所が加除訂正箇所である旨、第1章第4節《瑞浪市の関連計画》に景観計画について追記予定である旨を説明した。

（出席者からの意見・助言は以下の通り）

《第2章について》

- ・第4節の図2-4【20頁】に掲載されている宿泊箇所に、宿泊が不可となっている2施設が含まれているので、図面からの削除が必要。

《第3章について》

- ・第1節の引用史料の記述に修正を要する箇所がある。煩雑となるので近日中にメールにて内容を伝える。

続いて、事務局から、資料1の第5章【52～100頁】について、朱書き箇所が加除訂正箇所である旨、サイン計画のうち瑞浪市役所の各課が所管する各種サインについては担当課と調整行っただけで文言を修正した旨を説明した。

（出席者からの意見・助言は以下の通り）

- ・街道、石畳の保存の各地区共通事項【56～57頁】について、留意事項に「管理のしやすさも考慮し、工法を検討する」の文言を追記することが望ましい。
- ・同じく、地区別事項 - 鴨之巣～平岩地区の整備の方向性【60頁】について、「路面」の文言を追加して、路面整備であることが分かりやすい表記とすることが望ましい。また「斜

面」は法面の印象が強いので、路面であるならば「傾斜」の表記が望ましい（他にも斜面の文言があるが、路面の事であるならば傾斜と修正することが望ましい）。

- ・同じく、整備手法－路面排水の留意事項【60 頁】に「道路進行方向に対して直角ではなく、ななめ方向の設置に配慮する」とあるが、その目的を明確にしておくため「土砂の堆積を抑制するために」等の文言を加えることが望ましい（他地区で同様の記述がある場合も修正することが望ましい）。
- ・同じく、地区別事項－十三峠 童子ヶ根地区の整備手法－路面排水（横断排水）【63 頁】に「硬化マットの使用も検討する」とあるが、車両が通行する可能性があるのであれば強度的に課題があると考えられるので、削除することが望ましい（十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区の整備手法－路面排水（横断排水）【64 頁】にも同様の記述があるので削除することが望ましい）。
- ・街道、石畳の保存－路肩復旧の手法の図 5-3、5-4【63～64 頁】について、どのような工法を採用するかは道路の形状や作業性、経済性、湧水の有無等の現場の状況、また施工後の景観性等から多様な選択があり得るので、図 5-3「工法概念図」を「工法の一例」として掲載するのはよいが、この 2 例のうちから選択するという記述は好ましくない。
- ・同じく図 5-3、5-4【63～64 頁】について、車両が通行するという事であれば「車両の通行（車両重量）に配慮する」等を留意事項に追記することが好ましい。
- ・同じく図 5-3、5-4【63～64 頁】について、整備面、※現況 GL、遺構面の記述が図 5-2【62 頁】と異なっているので確認が必要。また、史跡保護の観点から、ふとんかご等の設置に伴う掘削規模は必要最小限となることが好ましい。
- ・街道、石畳の保存－その他の取り組みの獣害対策【65 頁】について、散布する薬剤は効果が持続しないと思われる。スティック状の薬剤で長期の効果が期待できるものがあるので検討されたい。また「効果の有無等についてモニタリングを行う」等の記述を加えることが必要（一里塚の保存－獣害対策【69 頁】も同様）。
- ・同じく、その他の取り組みの標識の設置【65 頁】について、境界杭の形状や矢印の表示方法等をイメージしやすくなるよう、写真を掲載することが好ましい。
- ・一里塚の保存－盛土流失対策【66～67 頁】に示された手法のうち「①植生シート」について、盛土流失防止の機能としては植生マットの方が適していると思われるので、選択肢に植生マットも含まれるように文言を修正することが必要。
- ・石造物等の保存の整備手法【70 頁】について、将来的に樹脂の含侵や塗布が必要になる可能性も想定できるが、まずは劣化状況などの観察を続けていくことが重要であるため、「劣化状況のモニタリングを行う」等の記述を加えることが必要。なお、現在は機種によるスマートフォンを利用した計測・データ化も可能となっている等、差分解析の技術も進歩し、その導入も容易となってきたので、導入・使用について検討されたい。

- ・サインの整備手法 - サインの仕様【75 頁】について、図 5-6 のキャプションが「標柱」となっているので「標識」に修正してほしい。
- ・同じく、サインの仕様の留意事項【75 頁】について、指定年月日の表示は当初指定年月日を主、追加指定年月日を従とした表記、例えば「昭和 62 年 10 月 3 日指定（令和元年 10 月 16 日追加指定）」のような表記としてほしい。
- ・同じく、地区ごとの方針 - 琵琶峠地区【85～87 頁】について、表中で所管不明となっている誘導サイン（琵琶峠 1）、誘導サイン（琵琶峠 2）は大湫町コミュニティ推進協議会の所管であるので修正が必要。

続いて、事務局から、追加資料(整備イメージ図)について、報告書の最後（事業計画表の次頁）にこれを追加する旨を説明した。

（出席者からの意見・助言は特になし）

3. その他

今回いただいた意見・助言は可能な限り整備基本計画（案）に反映させること、校正の段階で事務局にて修正等を加える可能性があることを説明した。

また、中山道整備基本計画策定懇談会は今回を以て解散となるが、令和 8 年度から整備を開始すること、令和 8 年度は鴨之巣～平岩地区、琵琶峠地区の設計を行う計画であることを説明した。加えて、整備に際しては新規に懇談会を立ち上げ、意見・助言をいただきながら設計、監理を行っていくため、改めてご理解とご協力をお願いしたい旨を伝えた。